

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称） 要求水準書（案）に関する質問への回答

- ・ 馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）要求水準書（案）に関して、平成28年4月8日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた要求水準書（案）等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成28年5月31日
栃木県

■要求水準書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
1	要求水準書		性能規定	2	1.1.4						要求水準書を満足すれば、当該補助金交付要綱等が満足されるとの理解でよろしいでしょうか？また、当該補助金交付要綱等を満足するために特に必要な事項等があれば、ご教授ください。	前段について、廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金交付要綱で交付対象となる施設については、要求水準書を満足すれば交付対象になります。 後段について、被覆施設については、設置することにより、建設費と維持管理費の合計が、設置しない場合に比較して低額となる場合のみ交付対象となるため、費用比較表等の根拠資料が必要となります。
2	要求水準書(案)		事業範囲	3	1.6.3	(1)	イ	(イ)			(1)本施設の設計・建設業務、イ、(ソ)場内道路・管理道路工事(※搬入道路は含まない) 搬入道路は処分場完成後に県にて最後の舗装をするとの理解でよろしいでしょうか	処分場の施工に併せて県にて施工します。
3	要求水準書(案)		事業範囲	4	1.6.3	(1)	キ	(キ)			(1)本施設の設計・建設業務、キ、(キ) その他各種関係法令・条例等に基づく許認可申請及び協議 土壌汚染対策法に基づく建設地の土壌の汚染の有無に関する調査は、実施済みでしょうか。実施されていれば、調査結果等を公表していただけますか。	本事業では、土壌汚染対策法に基づく調査が必要ないため、実施していません。ただし、土壌調査は実施しており、添付資料4 p4.4-1～3土壌に記載してあります。
4	要求水準書(案)		事業範囲	4	1.6.3	(1)	キ	(ク)			(1)本施設の設計・建設業務、キ、(ク)その他必要と認められる業務 「その他必要と認められる業務」とは、具体的にどのような業務を想定されていますか。	1.6.3(1)アからキに記載の業務以外に、本事業の設計・建設業務を遂行するに当たり、必要となる業務を指します。
5	要求水準書(案)		施設規模	5	1.6.4	(3)					(3)浸出水処理施設 100m ³ /日(参考)とありますが、本事業では事業者により受入廃棄物の質・水量を計画する中で、浸出水処理量も各事業者の提案という考え方でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、提案に当たっては、浸出水処理能力の考え方について、計算書等の資料により明確にしてください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
6	要求水準書 (案)		浸出水処理 施設	5	1.6.4	(3)					「100m3/日(参考)」とありますが、その設定における設計リスクは、不法投棄処理も関係する中で、どのような分担で考えておられますか？	不法投棄物の性状を確認し、搬入量、搬入頻度を事業者がコントロールすることで、浸出水処理施設への負荷を調整することが可能と考えます。
7	要求水準書 (案)		事業期間	5	1.6.5						埋立期間について、協議により事業期間を延長することができるものとするがありますが、短くすることも協議により可能でしょうか	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 基本的に、期間の短縮は想定していません。
8	要求水準書 (案)		事業期間	5	1.6.5						埋立期間について、協議により事業期間を延長することができるものとするがありますが、延長した場合でも埋立終了後の管理期間は2年間と考えて良いでしょうか	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。
9	要求水準書 (案)		事業期間	5	1.6.5						埋立期間について、協議により事業期間を延長することができるものとするがありますが、延長した際の年間の管理費等についてはどのようになるのでしょうか	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。
10	要求水準書 (案)		事業期間	5	1.6.5						埋立終了後の管理期間を2年間としていますが、閉鎖申請は別途と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
11	要求水準書 (案)		事業期間	5	1.6.5						「事業期間を延長することができる」とされていますが、延長の条件についてご教示ください。	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。
12	要求水準書 (案)		埋立対象物	6	1.7.2						表1.1 埋立対象物 表中に記載されている「受入基準」をお示し下さい。	最終処分場の受入基準は、要求水準書 p69 3.4.2(3)カに記載のとおり、県と協議の上、定めてください。
13	要求水準書 (案)		埋立対象物	6	1.7.2						表1.1 埋立対象物 埋立対象物の変更に伴う追加的な費用増は、県が合理的な範囲で負担すると思いますが、対象物の変更に伴って収入が減ることも考えられます。この場合の補償も協議していただけるのでしょうか。	県が必要により変更する場合には、協議とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			数
14	要求水準書 (案)		埋立対象物	6	1.7.2						「廃棄物中に含まれる放射性物質濃度の受入れ基準については、環境保全協定を遵守するものとする。」とありますが、環境保全協定の内容についてご教示下さい。	現在検討中です。 搬入道路工事(処分場内)に着手するまでには、環境保全協定を締結することを想定しています。
15	要求水準書 (案)		埋立対象物	6	1.7.2						埋立対象物は県内から排出される産業廃棄物(県内の中間処理場から排出されるものを含む)とありますが、県外の産業廃棄物も受け入れ可能となる様、検討していただくことは可能でしょうか？	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。
16	要求水準書 (案)		埋立対象物	6	1.7.2						「12年間にわたり受け入れることとし」とされていますが、埋立期間を12年間とした根拠についてご教示頂きたい。	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。
17	要求水準書 (案)		埋立対象物	7	1.7.2						表1.2 計画受入れ廃棄物割合(参考) 同表の廃棄物種類ごとの割合は、重量比でしょうか、体積比でしょうか。また、各廃棄物の想定されている比重をお示し下さい。	前段については、体積比になります。 後段については、要求水準書(案)修正版で示します。
18	要求水準書 (案)		埋立対象物	7	1.7.2						「表1.2計画受入れ廃棄物割合(参考)」の算出根拠について御教示下さい。	同表は、「とちぎの廃棄物」に係る実態調査等における県内排出の産業廃棄物の最終処分量、県内中間処理業者により処理された県外排出の産業廃棄物の量等から想定したものであり、添付資料3 p83.4-17埋立計画に示すとおり、種類毎の計画埋立量から算出しています。
19	要求水準書 (案)		埋立対象物	7	1.7.2						表1.2 計画受入れ廃棄物割合(参考) 同表の算出は、どのように導き出したものでしょうか。根拠を教えてください。	No.18の質問回答を参照ください。
20	要求水準書 (案)		計画受入れ 廃棄物割合 (参考)	7	1.7.2						出所及び根拠についてご教示頂きたい。	No.18の質問回答を参照ください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			数
21	要求水準書 (案)		埋立対象物	7	1.7.2						表1.2 計画受入れ廃棄物割合(参考) 同表に記載されている廃棄物種類と割合を基に事業計画を立案することになります。同表と実際の差異が発生し事業性に影響する場合は、不足する経費の補填として基準単価の見直しにに応じていただけますでしょうか。	同表は、「とちぎの廃棄物」に係る実態調査等における県内排出の産業廃棄物の最終処分量、県内中間処理業者により処理された県外排出の産業廃棄物の量等から想定したものであり、あくまで参考ですので、これとの差異が生じたことのみをもって見直しすることはありません。
22	要求水準書 (案)		敷地周辺設備	7	1.7.5	(1)					(1)電気 施設入口部とはどこでしょうか、管理棟との理解でよろしいでしょうか。	搬入道路入口(町道備中沢線との接続部)を指します。
23	要求水準書 (案)		敷地周辺設備	7	1.7.5	(1)					(1)電気 電気、電話の引き込みは、県道那須・黒羽・茂木線及び町道備中沢線沿いの引き込み可能な設備から行うこととありますが、搬入道路沿いの電柱・街路灯等は整備済みとの理解でよろしいでしょうか。	搬入道路沿いの電柱・街路等の整備の計画はありません。 なお、電柱については、県道那須・黒羽・茂木線及び町道備中沢線沿いに整備されています。
24	要求水準書 (案)		敷地周辺設備	8	1.7.5	(2)					(2)用水 上水道及び地下水とありますが、上水道は建設地内まで布設済みですか。敷設済みであれば、仕様をお示し下さい。また、地下水利用に当たり、規制はありますか。設計条件として、地下水質をお示し下さい。	現在は、県道部まで水道管が敷設されています。今後、搬入道路工事(処分場内)と併せて埋立地まで水道管を延伸する計画です。 地下水の規制はありません。また、事業区域における地下水質の該当データはありませんが、周辺人家の井戸水データは添付資料4 p4.2-11~12に、事業区域を流れる備中沢の水質は同p4.2-6~8を参照ください。
25	要求水準書 (案)		敷地周辺設備	8	1.7.5	(2)					(2)用水 工事用水の給水源は何を想定されているのでしょうか。	上水道が敷設されていないので、地下水など上水道以外の給水源にしてください。
26	要求水準書 (案)		用水	8	1.7.5	(2)					上水道の取り合い地点をご教示願います	No.24の質問回答を参照ください。
27	要求水準書 (案)		用水	8	1.7.5	(2)					引き込みは可能な、最寄の上水道の位置をご教示下さい。	No.24の質問回答を参照ください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	①数			
28	要求水準書 (案)		モニタリング計画	9	1.9							「施設供用開始から埋立終了まで、埋立地周辺の事業区域内で土壌の調査を行う」とありますが、調査項目と調査方法(深度、地点数等)、調査頻度をご指示願います。	事業者の提案に委ねます。
29	要求水準書 (案)		モニタリング計画	9	1.9		ア					ア 「今後、県が作成する環境保全計画等により…」とありますが、同計画はどの時期に開示戴けるのでしょうか。	平成28年度中に策定しますので、策定後、速やかに開示します。
30	要求水準書 (案)		モニタリング計画	9	1.9		イ					イ 環境保全計画等により追加が発生した場合は、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)p9.1.9モニタリング計画アに示すとおり、県が作成する環境保全計画等により追加的な費用が発生した場合は、合理的な範囲で県が負担します。
31	要求水準書 (案)		官公署等申請への協力	13	1.11							事業者は官公署等への申請(補助金等を含む)に必要な書類・資料を自らが作成し、提示するとあります。これは申請書類を事業者が作成し、申請自体は県が行うと解釈して良いでしょうか	基本的に県が申請者となりますが、申請書類作成等の作業を業務範囲とします。 ただし、国庫補助金申請と産業廃棄物処理業の許可については、事業者が申請者となります。 なお、施設の設置に係る関係法令の申請は県が行いますが、施設が完成し県に所有権を移転した後の運営・維持管理に係る全ての手続きは事業者になります。
32	要求水準書 (案)		官公署等申請への協力	13	1.11							「事業者は、官公署等への申請…に必要な書類・資料等を自ら作成し、提示する」とありますが、提示先は県で、申請者も県という理解でよろしいでしょうか。	No.31の質問回答を参照ください。
33	要求水準書 (案)		県との調整	13	1.12							「部会については、本要求水準書の該当箇所を参照すること」とありますが、どこに記載があるのでしょうか。	該当箇所の記載がありませんでした。ご指摘の部分は削除します。
34	要求水準書 (案)		要求水準の変更事由	13	1.13.1							「県の事由により業務内容の変更が必要なとき」とは、具体的にどのような事象を想定されているのかご教示願います。	例示として、今後策定する環境保全協定により、業務内容が変更になった場合などが想定されます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			数
35	要求水準書 (案)		要求水準の 変更手続	13	1.13.2						事業契約書に基づき事業者に支払うサービス購入料を含め、事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。とありますが、国、県の補助金も変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	国、県の補助金は、廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金交付要綱に基づき額を算定しますので、事業契約の変更内容によって、変更になる場合とない場合があります。
36	要求水準書 (案)		要求水準の 変更手続	13	1.13.2						「県の事由」による要求水準変更で事業者による検討で事業継続が不可能となった場合のリスクは「県の事由によるもの」という理解でよろしいでしょうか。	当該変更の事由と、事業継続困難の因果関係を勘案の上、協議することになります。
37	要求水準書 (案)		その他(事 由提案)	13	1.15						選定事業者による自由提案にもとづき施設を整備した場合、事業期間終了時の当該施設に関する扱いはどのようにお考えでしょうか。	事業期間の終了をもって自由提案事業も終了となりますので、原則として撤去していただきますが、継続的な利用要望等がある場合については協議します。
38	要求水準書 (案)		その他(自 由提案)	13	1.15						本施設を利用した本業務以外の営業活動の一環として自由提案の実施において、継続期間等の制約があればご指示願います。	No.37の質問回答を参照してください。
39	要求水準書 (案)		基本方針	14	2.1.1	(1)	エ				(1)最終処分場のあり方 「エ 寒冷地対策など、気象状況を考慮した対策…」に関して、当地点の凍結深度をご教示ください。設計条件としての気象条件を提示戴けないでしょうか。	道路土工要綱(社団法人 日本道路協会)等に記載されている凍結指数を用いて設定してください。
40	要求水準書 (案)		排水及び水 処理のあり 方	14	2.1.1	(3)					「浸出水処理水は、循環利用とし、無放流とする」とありますが、100m ³ /日(参考)の規模である場合、現実的に不可能と思われるかもしれませんが、見解をお聞かせ下さい。	被覆施設を設けるため、降雨の影響を受けることなく、事業者が散水量を調整することが可能な施設であり、散水の想定についても、添付資料3 p50 エ 浸出水量・散水量の設定に示すとおり、可能と考えています。 なお、浸出水処理施設の能力は事業者の提案に委ねます。
41	要求水準書 (案)		排水及び水 処理のあり 方	14	2.1.1	(3)					浸出水処理施設には脱塩装置を設け〜」とありますが、設置しない場合は要求水準未達と解釈しても良いでしょうか	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	①数		
42	要求水準書 (案)		費用の分担	16	2.1.7						本事業のリスクに係る費用の分担については、リスク分担によるとありますが、これは実施方針P21別紙2 リスク分担表(案)の事と解釈して良いでしょうか	貴見のとおりですが、最終的には事業契約書によることとなります。また、別紙「本事業の基本的な考え方について」を参照ください。
43	要求水準書 (案)		現場代理人 及び監理技術者 又は主任技術者	16	2.1.8	(2)					(2) 監理技術者又は主任技術者として一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士が記載されております。これは実施方針P10に記載されております土木と建築工事についての資格者であり、水処理の資格者は実施方針P11にありますように浸出水処理施設の施工実績(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)を有する者と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
44	要求水準書 (案)		監理技術者 又は主任技術者	16	2.1.8	(2)					現場代理人と監理技術者または主任技術者は兼ねることができますか。	兼務することは可能とします。
45	要求水準書 (案)		監理技術者 又は主任技術者	16	2.1.8	(2)					監理技術者と主任技術者は、いずれかを1名定めるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、企業グループにより業務を行う場合には、各構成員が監理技術者もしくは主任技術者を配置してください。
46	要求水準書 (案)		監理技術者 又は主任技術者	16	2.1.8	(2)					監理技術者は一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士のどちらかの資格保有者であればよいとの理解でよろしいでしょうか。主任技術者も同様ですか。	要求水準書(案)修正版で示します。
47	要求水準書 (案)		監理技術者 又は主任技術者	16	2.1.8	(2)					一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士のいずれの資格保有者を必要とする場合、両資格保有者は1人で両方兼ねることができますか。	要求水準書(案)修正版で示します。
48	要求水準書 (案)		試運転	16	2.1.10	(1)	ア				(1) 試運転 ア.では「無負荷(空)運転から実負荷運転まで」とされ、イ.において「試運転は工事期間内に行う」となっています。工事期間には廃棄物の搬入が無いため、実負荷運転はできません。実負荷運転は供用開始後になりますが、良いでしょうか。	試運転での実負荷運転は、水運転としてください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
49	要求水準書 (案)		試運転	16	2.1.10	(1)	ア				ア 試運転について無負荷(空)運転から実負荷運転までとありますが、実負荷運転は淡水での水運転と解釈して良いでしょうか	貴見のとおりです。
50	要求水準書 (案)		瑕疵担保	17	2.1.11	(2)					(2)設計の瑕疵担保 設計の瑕疵担保期間をお示し下さい。	設計の瑕疵担保期間は事業期間中とします。
51	要求水準書 (案)		施工の瑕疵担保	17	2.1.11	(3)					引渡しとは、①設計及び建設完了後の施設引渡し、②事業自体の引継ぎ、どちらでしょうか？前者の場合、引渡し後、瑕疵担保期間が経過した後の改善・補修等は、県のご負担と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書(案)p22 2.1.14引渡しに示すとおり、建設工事完了後、完工確認で合格が得られた時点となります。瑕疵担保期間終了後については、p22 2.1.15性能保証を満たす必要があります。
52	要求水準書 (案)		瑕疵担保	17	2.1.11	(4)					(4)瑕疵検査 事業者は、引渡し後2年間は、1年ごとに施設の瑕疵検査を実施することとありますが、引渡し時の発注者による完工確認や試運転で、目的物が契約で定められた内容どおりでない欠陥(建築基準法などに違反している、建物が設計と異なっている、性能を満たしていない等)が無いことを確認しています。瑕疵検査とは、日常の状態検査を行い、不具合があった場合にそれが瑕疵に該当するか判定するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)p17 2.1.11(4)、(5)に示すとおり、事業者が工事着手前に作成する瑕疵担保確認要領書に基づき、引渡し後2年間は、1年ごとに施設の瑕疵検査を実施することとします。
53	要求水準書 (案)		瑕疵担保	17	2.1.11	(5)					(5)瑕疵担保確認要領書 工事着手前に瑕疵担保確認要領書を県に提出し、承諾を得ることとありますが、竣工時ではダメなのでしょうか。	工事着手前に県で確認したいので、竣工時では不可とします。
54	要求水準書 (案)		瑕疵担保	18	2.1.11	(7)					(7)瑕疵の改善、補修 瑕疵担保期間中の瑕疵判定に要する費用は、事業者の負担とする。とありますが、瑕疵判定はどのように行うのでしょうか。	事業者が作成する瑕疵担保確認要領書に基づき、瑕疵判定を行います。
55	要求水準書 (案)		提出図書	19	2.1.12	(2)~ (5)					(2)実施設計図書～(5)電子納品 実施設計図書として提出する模型、電子データの仕様が不明ですが、事業者の自由な設定でよろしいのでしょうか。	栃木県CALS/EC 電子納品運用に関するガイドラインに準じてください。模型については、事業者の提案により協議とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			数
56	要求水準書 (案)		(七)	23	2.2		ア				「必要な覆土量の仮置場を計画すること」とあります。現計画の仮置場において覆土約90,000m ³ を確保出来る大きさでしょうか	添付資料3 p82 4-16覆土仮置場に示すとおり、確保することは可能です。
57	要求水準書 (案)		実施設計に関する特記事項	23	2.2		ア	(ア)~(キ)			ア、(ア)~(キ) 施設配置計画について、環境影響評価の観点から、基本設計の変更に伴う土地改変範囲の変更はどの程度可能なのでしょうか。また、都市計画法に基づく開発許可や、その他各管理者との事前協議等はどの程度行われているのでしょうか。	前段については、改変区域の変更は想定していません。 後段については、関係機関と事前打合せ中であり、事業者が実施設計に着手するまでに終了させる予定です。
58	要求水準書 (案)		実施設計に関する特記事項	23	2.2		ウ	(工)			ウ、(工)敷地の跡地利用 最終処分場の・・敷地の跡地利用等を考慮した施設を計画すること。とありますが、どのような跡地利用を想定しているのでしょうか。	現時点での想定はなく、埋立終了前に那珂川町と協議する予定となっているため、「敷地の跡地利用」の文言を削除します。
59	要求水準書 (案)		共通事項	24	2.3.1	(1)	キ				(1)一般事項、キ 「地中障害物や既設構造物等が発見された場合には、事業者負担により、…」とありますが、具体的に想定される対象物は何でしょうか。事前の想定が不確かな場合は、実施方針P21の通常の見可能な範囲を超える不可抗力リスクに該当しないのでしょうか。	現時点で想定しているのは、埋立地の南東部にあるため池周辺の排水管ですが、今後、予期しない大規模な地中障害物の発生が見込まれる場合には協議とします。
60	要求水準書 (案)		共通事項	24	2.3.1	(1)	ス				(1)一般事項、ス 「事業区域内に廃棄物等が発見された場合には、県へ報告した上で、…指示に従う…」とありますが、当該作業で発生する費用は別途という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
61	要求水準書 (案)		共通事項	25	2.3.1	(3)	ア				(3)仮設工事等、ア 県の監督員事務所を設置し、工事終了まで撤去しないこと。必要な面積を確保し、給排水設備、空調設備、電気設備及び工事用電話(ブロードバンド対応のインターネット回線付)を設け、光熱水費、電話料金、通信料金等は、事業者の負担とする。また、執務に必要な事務機器等を用意すること。とありますが、提案での齟齬が懸念されます。については具体的な場所や数などの提示をお願いいたします。	入札説明書等で示します。
62	要求水準書 (案)		共通事項	25	2.3.1	(3)	カ				(3)仮設工事等、カ 「…濁水処理施設の処理能力の検討書…」について、基本設計における放流先、計画流量と水質基準についてご教示ください。	添付資料3 p103(2)濁水処理設備に示すとおり、放流先は備中沢(下流域として小口川、那珂川)となり、水質基準については、pHが6.5~8.5、SSが30mg/l以下で設定しています。なお、計画流量については、必要流量としてください。
63	要求水準書 (案)		特記事項	25	2.3.2		ウ				搬入道路工事の発生残土量・ストック場所・数量を明示してください。	搬入道路工事(町道拡幅部)の残土は、別途県で施工する搬入道路工事に有効利用するため、当該文書を削除します。なお、事業者が行う造成工事等の残土約23,000m ³ は、県の搬入道路工事の盛土材として見込んでいます。
64	要求水準書 (案)		特記事項	25	2.3.2						県が実施する搬入道路工事から発生する残土を盛土材、覆土材として全量を搬入し有効活用とありますが、どの程度の量があるのでしょうか	No.63の質問回答を参照ください。
65	要求水準書 (案)		特記事項	25	2.3.2		ウ				ウ 「原則として…残土を場内で処理…」とありますが、材料としての適性や諸々の制約により、場内処理が困難な場合も想定されます。万が一、場外搬出が必要となった場合は、土壌分析費等も含めて設計変更という理解でよろしいでしょうか。	場内処理が困難な残土が発生した場合、場外搬出も含めた対応方法等について協議とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			①数
66	要求水準書 (案)		特記事項	25	2.3.2		ウ				ウ 別途工事の発生土を全量有効活用することとなっておりますが、性状や数量の見込みをご教示ください。場合によっては、実施設計時の造成計画の制約になる可能性が想定されます。	No.63の質問回答を参照ください。
67	要求水準書 (案)		造成工事	26	2.4.1	(4)	イ	(ア)			(4)施工時の技術的要件、イ 切り取り、床掘及び掘削、(ア) 要求水準書案では、掘削法面の下地モルタル吹付け厚さがt=10cmとなっておりますが、基本設計書P105の主要工事数量表では、t=5cmとなっております。どちらが正でしょうか。	モルタル吹付けt=5cmが正しいです。
68	要求水準書 (案)		貯留構造物 工事	28	2.4.2	(2)	ウ				(2)実施設計時の技術的要件、ウ 「…積雪等の影響も考量し、長期的な沈下に対し十分な検討…」とありますが、被覆施設の積雪荷重を指しているという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
69	要求水準書 (案)		実施設計時の 技術的要件	28	2.4.2	(2)	オ				構造物の強度等に大きく関わるものですが、廃棄物の荷重条件、地震力の大きさ等のご提示いただけるのでしょうか。	廃棄物の荷重条件については、事業者の提案に委ねます。 地震力については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」の貯留構造物の基準に準拠してください。
70	要求水準書 (案)		貯留構造物 工事	28	2.4.2	(2)	カ				(2)実施設計時の技術的要件、カ 「…耐震設計は、ダム設計に準拠…」とありますが、具体的な基準をご教示ください。	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」の、貯留構造物の基準に準拠してください。
71	要求水準書 (案)		貯留構造物 工事	29	2.4.2	(3)					(3)設計諸元 備中沢に近接する南西側補強土壁及び補強盛土に関して、河川管理者との事前協議は行われているのでしょうか。砂防指定区域内に含まれているのでしょうか。	前段については、備中沢に影響しないよう補強土壁及び補強盛土を計画していますが、工法等について河川管理者と打合せ中です。後段については、砂防指定地には含まれておりません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(数)		
72	要求水準書 (案)		地下水集排水施設工事	30	2.4.3	(2)	イ				(2)実施設計時の技術的要件、イ 集排水施設の構造等 沢筋及び埋立地の地下水集排水管の管径等(流下能力)について、基本設計における検討条件をご教示ください。	最終処分場供用時の排水量(井戸の取水量式)や最終処分場工事時排水量(工事中雨水流出量)を考慮し、排水工指針に基づき最小管径を150mmとしていますが、設計計画に当たっては、事業者の提案に委ねます。
73	要求水準書 (案)		地下水集水ピット	30	2.4.3	(2)	ウ				地下水の流入水量はどの程度の量を想定しているのでしょうか。また、水質の異常検出時に浸出水処理施設に送水する計画となっておりますが、処理施設設計時の水収支をどの程度見込んでおいたら良いのでしょうか？	地下水の流入水量については、井戸取水量式から0.023m ³ /s程度を想定していますが、設計計画に当たっては、事業者の提案に委ねます。
74	要求水準書 (案)		地下水集排水施設工事	30	2.4.3	(2)	ウ	(ウ)			(2)実施設計時の技術的要件、ウ 地下水集水ピット (ウ)で「集水した地下水の一部を、浸出水処理貯留槽に送水可能な構造とする」とありますが、用途は散水用水という理解でよろしいでしょうか。また、基本設計図には送水管の計画が確認できませんが、平面配置及び縦断配置に関する制約・条件をご教示ください。	前段については、貴見のとおりです。 後段については、詳細については事業者の提案に委ねます。
75	要求水準書 (案)		地下水集排水施設工事	30	2.4.3	(2)	ウ	(エ)			(2)実施設計時の技術的要件、ウ 地下水集水ピット (エ)で「…異常検知時には、集水した地下水を即時に浸出水処理施設に送水し、処理できる構造とする」となっています。具体的な送水先は、浸出水集水ピットまでという理解でよろしいでしょうか。また、当該施設についても、平面配置及び縦断配置に関する制約・条件をご教示ください。	詳細については事業者の提案に委ねます。
76	要求水準書 (案)		共通事項	32	2.4.4	(2)	ア	(ウ)			「保護土は放射性物質を吸着する材料」とありますが、その性能等、基準はあるのでしょうか？具体的にはどのような材料を想定されていますでしょうかご教授下さい。	性能等、基準はありません。 保護土の表土は、放射性物質を吸着する粘土質の土を想定しています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
77	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	32	2.4.4	(2)	ア	(ウ)			放射線物質を吸着する材料とは、どの程度の吸着量を有すればいいのでしょうか。材料としてお考えの物があればご教示ください。	No.76の質問回答を参照ください。
78	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	33	2.4.4	(2)	オ	(ウ)			埋立中の柱部は、遮水シート等を継ぎ足し遮水工を施工していくということでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
79	要求水準書 (案)		遮水工工事	32	2.4.4	(2)					(2)実施設計時の技術的要件 遮水工の構成材料に関して、定量的な性能規定を明示してください。	事業者の提案に委ねます。
80	要求水準書 (案)		遮水工工事	33	2.4.4	(3)					(3)設計諸元 前頁(2)(キ)に記述に「遮水工下部には、平面排水材を」とありますが、ここ(諸元)にある遮水シートと漏水検知集排水管の間にある「保護マット」のことですか。違つとすれば断面配置はどのようになりますか。	貴見のとおりです。
81	要求水準書 (案)		遮水工工事	34	2.4.4	(4)	イ	(イ)			(4)施工時の技術的要件、イ土質材料系遮水材 (イ)で「…、原則として現場透水試験を行い…」とありますが、 10^{-7} cm/sオーダー以下の透水係数に対して、信頼性のある試験は極めて困難であると考えられます。どのような試験を想定されているのでしょうか。	転圧後に抜き取りし、室内透水試験でも可とします。
82	要求水準書 (案)		遮水工工事	34	2.4.4	(4)	イ	(カ)			(4)施工時の技術的要件、イ土質材料系遮水材 (カ)について、現場密度と含水比から締固め度は確認できますが、透水係数を直接評価することはできません。どのような管理を想定されているのでしょうか。	No.81の質問回答を参照ください。
83	要求水準書 (案)		雨水集排水施設工事	36	2.4.5	(1)					(1)目的と機能 防災調整池設置に際して、森林法に基づく林地開発許可に関する事前協議は行われているのでしょうか。	関係機関と事前打合せ中であり、事業者が実施設計に着手するまでに終了させる予定です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
84	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	38	2.4.6	(2)	ウ	(エ)			ウ 浸出水集水ピット (エ)「～漏水の点検が出来る構造とする」とありますが、管廊からの目視による点検が出来る構造と考えると良いでしょうか	貴見のとおりです。 水質汚濁防止法第12条の4及び栃木県生活環境の保全等に関する条例第19条で定める構造に関する基準を遵守してください。
85	要求水準書 (案)		施工時の技術的要件	39	2.4.6	(4)	カ	(ア)			カ 送水管 (ア)「地下水集排水施設に準ずる」とあります。地下水集排水管は有孔管となりますので誤記と考えると良いでしょうか	当該箇所は、施工時の技術要件を示しているものです。誤記ではありません。
86	要求水準書 (案)		被覆施設工事	42	2.4.8	(2)	ア	(キ)			(2)実施設計時の技術的要件、ア 意匠・構造、(キ) 「内部温度上昇の制御機能」とありますが、機械換気以上の空調のようなものが求められているのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
87	要求水準書 (案)		被覆施設工事	42	2.4.8	(2)	ア	(コ)			(2)実施設計時の技術的要件、ア 意匠・構造、(コ) 「建設、解体が容易にできる構造及び施工方法を採用すること」とありますが、被覆施設はどの時点での撤去を想定されているのでしょうか。また、撤去工事は別途との理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業期間終了後10年程度を想定しています。 後段については、貴見のとおりです。
88	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	42	2.4.8	(2)	ア	(シ)			ア 意匠・構造 (シ)被覆施設の構造計算における条件値が記載されておりますが、これは浸出水処理施設も同じと考えると良いでしょうか	貴見のとおりです。
89	要求水準書 (案)		被覆施設工事 実施設計時の技術的要件	43	2.4.8	(2)	ア	(ツ)			被覆施設は、廃止まで残置する計画とすること。とは、廃止時に撤去すると解釈してよろしいですか？	No.87の質問回答を参照ください。
90	要求水準書 (案)		被覆施設工事	43	2.4.8	(2)	ア	(ツ)			(2)実施設計時の技術的要件、ア 意匠・構造、(ツ) 「…社会情勢等の変化による埋立期間の変更等に対応できる…」とありますが、どのような事態を、どの程度の期間を想定すればよろしいのでしょうか。	別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物及びNo.87の質問回答を参照ください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
91	要求水準書(案)		被覆施設工事	44	2.4.8	(3)					(3)設計諸元 梁構造に「システムトラス構造」とありますが、在来工法による設計を制限するものでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
92	要求水準書(案)		全体計画	45	2.4.9	(2)	ア	(イ)			「水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び栃木県生活環境の保全に関する条例の特定有害使用施設に該当する」とありますが、どの部分(施設、設備)で該当するのでしょうか？	浸出水集排水管から浸出水処理施設が該当します。なお、浸出水集排水管については漏水検知システムにて確認できるものとしています。
93	要求水準書(案)		技術的要件	45	2.4.9	(2)	ア	(エ)			ア 全体計画(エ)「浸出水処理能力は～散水量から決定すること」と記載されております。P46に浸出水処理水量が100m3/日(参考)とありますが、計算により妥当性が確認できるのであればこれを下回っても要求水準未達にならないと考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。 ただし、提案に当たっては、浸出水処理能力の考え方について、計算書等の資料により明確にしてください。
94	要求水準書(案)		技術的要件	45	2.4.9	(2)	ア	(オ)			ア 全体計画(オ)「計画原水水質は～受入廃棄物の質・量を考慮し決定すること」と記載されております。P46に計画原水水質(参考)とありますが、これを下回っても要求水準未達にならないと考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
95	要求水準書(案)		凝集・脱塩処理	45	2.4.9	(2)	ア	(ク)(ケ)			凝集膜分離及び電気透析処理の採用が必須でしょうか。	本機能と同等以上で、純度の高い塩分を分離できるのであれば、提案を妨げるものではありません。
96	要求水準書(案)		技術的要件	45	2.4.9	(2)	ア	(ク)			塩類の有効利用は使用量に限度がありますので、場内で保管、もしくは水に触れないように場内処分することも可能ですか。	可能な限り有効利用していただくことを想定しています。
97	要求水準書(案)		高度処理設備	46	2.4.9	(2)	イ	(エ)			高度処理設備とは具体的に何を指しますか。	凝集膜分離以降を指します。
98	要求水準書(案)		運転管理	46	2.4.9	(2)	イ	(オ)			(オ)で塩の製造方法として「蒸発乾燥固化設備」と記載がありますが、濃縮塩の有効利用を図るため、塩の製造方法として晶析法等を採用してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(数)		
99	要求水準書 (案)		運転実績	46	2.4.9	(2)	エ	(ア)			「水処理方式」とは、水処理設備全体(システム一式)を指しますか。また、構成員が過去に納入したのものでも処理方式が同じであればよろしいでしょうか。	前段について、処理工程、設備が同じ施設を指します。 後段について、貴見のとおりです。
100	要求水準書 (案)		濃縮塩処理	46	2.4.9	(2)	カ				浸出水処理工程において発生する濃縮塩は有効利用を図ることとありますが、有効利用先の受け入れ基準に適合しない場合は、適正に処分してもよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
101	要求水準書 (案)		濃縮塩処理	46	2.4.9	(2)	カ				「～濃縮塩は提案に基づき有効利用を図ること」とありますが、濃縮塩処理設備の運転時間、日数についても提案に含まれると考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
102	要求水準書 (案)		浸出水処理能力	46	2.4.9	(3)	ア				浸出水処理水量100m ³ /日は、処理場規模及びクローズド管理被覆型(型式)から判断して、多い方であると思われませんが、何か本処理場特有の理由があるのでしょうか。	本処分場特有の理由はありませんが、施設能力については、添付資料3 p50 エ浸出水量・散水量の設定に示すとおり、早期安定化を目指した、液固比の算定に基づいています。 なお、浸出水処理施設の能力は事業者の提案に委ねます。
103	要求水準書 (案)		計画原水水質	46	2.4.9	(3)	イ				原水水質が計画原水水質の範囲に入らなかった場合、目標処理水水質を得るために必要とされる設備の追加や改造にかかる費用は事業者負担でしょうか。それとも協議ができるのでしょうか。	事業者負担とします。
104	要求水準書 (案)		設計諸元	47	2.4.9	(3)	エ				エ 処理時間 水処理設備関係の運転日数が250日/年とありますが、365日/年としても良いでしょうか	事業者の提案に委ねます。
105	要求水準書 (案)		設計諸元	47	2.4.9	(3)	エ				エ 処理時間について水処理・汚泥処理設備ともに日数、時数が記載されていますが、実施設計を進めていく中で運転時間・日数の変更をしてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
106	要求水準書 (案)		設計諸元	47	2.4.9	(3)	エ				水処理設備関係の運転日数が:250日/年との記載となっておりますがその他の日は稼働しないのでしょうか?	事業者の提案に委ねます。
107	要求水準書 (案)		土木・建築 工事	49	2.4.9	(5)	ア	(工)			(工)「電気室には～コントロールセンター～を配置」とありますが、機能上問題がなければ他方式にて計画しても良いでしょうか	事業者の提案に委ねます。
108	要求水準書 (案)		土木・建築 工事	49	2.4.9	(5)	ア	(ス)			(ス)処理水槽はコンクリートまたは他形式の構造とするとありますが、上屋についても各事業者の提案として考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
109	要求水準書 (案)		技術的要件	51	2.4.10	(2)	イ	(工)			(工)県職員の事務室を設けることとありますが、職員は何人で計画されていますでしょうか。	数名程度を想定しています。
110	要求水準書 (案)		外構工事	52	2.4.10	(2)	ウ	(イ)			(イ)「停電時における各種設備～を設置すること」とありますが、何時間程度の停電を想定されていますでしょうか	事業者の提案に委ねます。
111	要求水準書 (案)		外構工事	52	2.4.10	(2)	ウ	(イ)			(イ)「停電時における各種設備～を設置すること」とありますが、最低限の設備のみとして、水処理機能は停止させると解釈しても良いでしょうか	事業者の提案に委ねます。
112	要求水準書 (案)		設計諸元	52	2.4.10	(3)					管理事務室と計量室は併用としてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
113	要求水準書 (案)		管理棟工事	52	2.4.10	(3)					(3)設計諸元 管理棟の性能諸元(参照)【添付資料5参照】と明記があり、平面図には、テーブルや椅子、その他不明なものが点線で示されています。これらの物は発注者にて用意するとの理解でよろしいでしょうか。	必要な什器は、事業者が用意してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			数
114	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	53	2.4.11	(2)	オ				オ計量棟に搬入監視室を設けることとありますが、計量室との併用でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
115	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	53	2.4.11	(2)	キ				キ「放射性物質に汚染された～、放射線測定装置を設けること」とありますが、手でベクレル数が測定できる装置を導入すると考えても良いでしょうか	放射線の測定は、運搬車に廃棄物を積み込んだままで、短時間で全体的に測定することを想定しています。測定方法、装置等については、事業者の提案に委ねます。
116	要求水準書 (案)		搬出入監視施設工事	53	2.4.11	(2)	キ				(2)実施設計時の技術的要件、キ放射線測定装置の仕様をご教示ください。	入札説明書等で示します。
117	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	55	2.4.13	(2)	ウ				ウ「～採水方法は、実施設計において県と協議すること」とありますが、添付資料5基本設計図面のモニタリング設備図にはポンプ設備が記載されております。これはポンプを設置するかを協議すると解釈して良いでしょうか	貴見のとおりです。
118	要求水準書 (案)		機能と目的	56	2.4.14	(1)					管理棟事務室から最終処分場の主要施設、管理施設等の状況、埋立状況を遠隔で監視する目的であり、入口門扉や被覆施設東側管理道路(施設周回道路除く)門扉等及び事業区域境界の防犯目的は含まないと解釈しても良いでしょうか	事業者の提案に委ねます。
119	要求水準書 (案)		機能と目的	57	2.4.15	(1)					町道備中沢線から埋立地までの搬入道路は、別途県が整備するとありますが、整備期間をご教示ください。また、この整備が遅れる場合は、県の帰責になるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、約2年間の工期で想定しています。処分場工事着工から約1年でパイロット道路(工専用仮設道路)を築造予定です。また、完成形の搬入道路築造については、事業者の造成工事等と進捗を調整しながら約1年で築造予定です。後段については、県の事由によるものは貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			①
120	要求水準書 (案)		機能と目的	57	2.4.15	(1)					搬入道路については別途県が整備するとあります。添付資料5搬入道路平面図の被覆施設までの道路が本事業範囲外と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
121	要求水準書 (案)		防火設備工事	59	2.4.17	(2)	ア				(2)実施設計時の技術的要件、ア 消防署と協議のうえ、適切な位置に消防用水を設置すること。とありますが、入札にあたってここで明示している防火設備工事の費用は見込みますが、実施設計後の精算との理解でよろしいでしょうか。	国及び県の補助金額については、実施設計に基づき算出します。
122	要求水準書 (案)		設計諸元	59	2.4.17	(3)					防火水槽の設置か所数は消防署と協議により設定とありますが、計画の敷地面積及び概略配置にて協議はされているのでしょうか	事業者が行う実施設計に基づき、消防署と県で協議します。
123	要求水準書 (案)		植栽工事	60	2.4.18	(2)					(2)実施設計時の技術的要件 森林整備に係る具体的な規定はございますか。	森林法に基づく林地開発許可申請の手引き(栃木県環境森林部)p16 表4「工場、事業場の設置」に示すとおり、事業区域の周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林を残すこととなっています。
124	要求水準書 (案)		完工確認	61	2.5						「3 遮水工で、遮水シート全数の接合が確認されること」とありますが、具体的な確認方法をご教授下さい。	遮水シート接合部の重ね幅、接合幅及び水密性等について確認を行うこととし、その詳細な確認方法については、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参照して下さい。
125	要求水準書 (案)		完工確認	61	2.5						ベントナイト碎石層、ならびにセメント改良土層の完工確認方法が規定されておりましたが、確認なしということでしょうか。	完工確認は実施します。 確認方法(参考)は、入札説明書等で示します。 なお、要求水準書(案)p61の表はあくまでも参考であり、事業者は、完工確認に先立ち、確認項目、確認内容、確認方法、評価基準等を記載した完工確認要領書を作成し、県の承諾を得ることとします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			①数
126	要求水準書(案)		完工確認	61	2.5						「～なお、浸出水処理施設の処理水の水質については、竣工時には原水水質が計画水質と著しく異なり、性能試験の実施ができない場合等が考えられるため、～」とありますが、供用後、原水水質が計画水質と同程度となった時点で、処理水質について、改めて性能試験を行う必要があるのでしょうか	貴見のとおりです。詳細については、要求水準書(案)修正版で示します。
127	要求水準書(案)		完工確認 浸出水処理施設	61	2.5.7						処理能力の完工確認について安定稼働の確認とありますが、どのくらいの運転して安定稼働を確認されますでしょうか。	要求水準書(案)p16 2.1.10試運転に示すとおり、運転期間は7日間とします。
128	要求水準書(案)		運営・維持管理に関する図書	62	3.1.2						本施設の運営・維持管理に当たっては、次に基づいて行うこと。として、クその他、県が指示するものとありますが、事業者追加費用が発生する場合には、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県の指示をもって、直ちに県が費用負担することにはなりません。指示の内容により、協議することになります。
129	要求水準書(案)		第三者損害賠償保険	63	3.1.5		ア				本保険につき事業者が加入することとなっておりますが、実際に運営・維持管理を行う構成員若しくは協力企業による付保をお認め頂きたい存じます。	第三者損害賠償保険については、構成員若しくは協力企業による付保を認めることを想定しています。
130	要求水準書(案)		運営・維持管理に関する特記事項	65	3.2		タ				「受付管理において、搬入物の確認、展開検査の実施による埋立不適物の確認を確実に実施すること」とされていますが、展開検査は埋立地内にダンプアップした際の確認でもよろしいでしょうか？管理棟に展開ヤードを設置する必要があるのでしょうか。	展開検査は埋立地内で確認することを可とします。
131	要求水準書(案)		運営・維持管理に関する特記事項	65	3.2		テ				「事業期間内での埋立完了および最終覆土を実施すること」とされていますが、廃棄物の受入量が処分場の埋立容量より少ない状況でも閉鎖するという理解でよろしいでしょうか？	残容量がある間は廃棄物を受け入れることを想定しています。なお、受入量と事業期間の関係については、別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(数)		
132	要求水準書 (案)		本施設の性能に関する条件	66	3.3.2	(1)					完工確認は、施設完成後と、事業引継ぎ時の2回実施するという理解でよろしいでしょうか。 事業引継ぎ時の完工確認は、「2.5 完工確認」に記載の遮水工等の確認が不可能な項目は対象外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
133	要求水準書 (案)		事業期間終了時の本施設の引継ぎ条件	66	3.3.2	(1)	ウ	(ア)			(1)本施設の性能に関する条件、ウ事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。(ア)事業者は、「2.5 完工確認」に示す内容・方法の試験を実施し、性能を満たすことを確認すること。とありますが、すべての試験は出来ない(例えば埋められた遮水シート)と考えます。どの内容・方法の試験を実施するのでしょうか。	遮水シートなど埋設されたものは確認不可能なため、要求水準書(案)修正版で示します。
134	要求水準書 (案)		事業期間終了時の本施設の引継ぎ条件	67	3.3.2	(2)	イ				(2)引継ぎに関する条件、イ引継ぎに係る教育指導の期間は1ヶ月程度とし、運転指導計画書を提出するとあります。運転指導計画書はこの期間に限定した教育指導の計画書との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
135	要求水準書 (案)		受入料金	68	3.4.1	(2)					受入料金につき、あらかじめ県の確認を受けるものとなっておりますが、確認を受けた料金体系は必ず遵守する必要があるのでしょうか。営業業務を行う中で個別に受入料金につき単価調整を行うことも想定されますがその都度、県の確認を要するのでしょうか。	受入料金については、営業活動の中で弾力的な対応が必要なことは理解できますので、一定の幅をもたせて設定をするなどの提案も可とします。
136	要求水準書 (案)		受入料金	68	3.4.1	(2)					「受入料金の設定や変更を行う場合、県へ確認をする」との記載がありますが確認というのは届出するとの認識で宜しいでしょうか。	県へ書類を提出していただいた上で、県で確認します。
137	要求水準書 (案)		排出事業者との契約等業務	68	3.4.1	(3)	ア				「排出事業者と処理委託契約を締結したときは、県に報告すること」とありますが、報告時期や頻度等の内容について御教示下さい。	締結後、随時報告してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	数		
138	要求水準書 (案)		搬入管理	69	3.4.2	(3)	カ				「廃棄物受入基準を県と協議の上定めるものとする」との記載がありますが現段階で、法律の上乗せ基準値の可能性があるのででしょうか。また県との協議方法について御教示下さい。	前段については、現時点で予定はしていませんが、今後締結する環境保全協定により上乗せになる可能性はあります。後段については、入札説明書等で示します。
139	要求水準書 (案)		受付時間	69	3.4.2	(6)					廃棄物の搬入が予定されている月曜日～金曜日とありますが、県内の中間処理施設稼働日とすべきと思われますが如何ですか？	受入日は原則月曜日～金曜日とします。
140	要求水準書 (案)		受付時間	69	3.4.2	(6)					不法投棄物の搬入も受付時間内に行うと考えるとよいでしょうか	貴見のとおりです。
141	要求水準書 (案)		受付時間	69	3.4.2	(6)	ア				「県が必要と認める日は…受付管理を行うことができる」とありますが、排出事業者等の要請により事業者が必要とした日についても県と協議することは可能でしょうか。	協議することは可能です。ただし、今後締結する環境保全協定を遵守してください。
142	要求水準書 (案)		受入管理業務	69	3.4.2	(6)					(6)受付時間 時間外の受付時間で県が必要と思われる日とは、具体的にどのような状況をお考えでしょうか。	現時点での想定はありません。
143	要求水準書 (案)		本施設の運営状況に関する情報の公表	75	3.4.7	(8)	オ				オ住民監視システムとは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	添付資料3 p94 (2) 住民による監視システムに示すとおり、コミュニケーションの場の設置、住民による監視、モニタリングデータ・処分場の映像などの情報公開等を想定しています。
144	要求水準書 (案)		植栽管理	76	3.4.10	(3)	イ				イ「～本施設内の植栽を適切に管理すること」とありますが施設エリア内と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
145	要求水準書 (案)		埋立終了後の管理業務	77	3.4.11	(1)	ア				(1)最終覆土業務、ア 「埋立終了後に被覆施設」は撤去すると解してよろしいのでしょうか。	No.87の質問回答を参照ください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(数)		
146	要求水準書 (案)		浸出水処理 施設等運転 管理業務	78	3.4.11	(3)	ウ				ウ 「管理期間が終了するまでに浸出水 原水水質が計画目標値になるよう～」と あります。早期安定化を目的に散水をお こないますので、浸出水量は100m3/日と なっておりますが、散水量は事業者が提 案し、100m3/日から変更しても問題はな いと考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。 ただし、提案に当たっては、浸出水処理 能力の考え方について、計算書等の資 料により明確にしてください。
147	要求水準書 (案)		浸出水処理 施設等運転 管理業務	78	3.4.11	(3)	ウ				ウ 「管理期間が終了するまでに浸出水 原水水質が計画目標値になるよう～」と あります。管理期間終了時において、計 画目標値を超過した場合は計画目標値 に達するまで管理期間が延長されるので しょうか。また、そのような判断の場合の 管理に係る費用は事業者負担となるので しょうか	要求水準書(案)p70 3.4.3(2)キに示すと おり、県の確認を得た廃棄物安定化促 進計画書に基づいて業務が適正に行わ れた結果であれば、管理期間の延長は 想定していません。
148	要求水準書 (案)		浸出水処理 施設等運転 管理業務	78	3.4.11	(3)	ウ				ウ 「管理期間が終了するまでに浸出水 原水水質が計画目標値になるよう～」と あります。P45に浸出水処理能力や計画 原水水質は事業者の判断で決定するとあ り、要求水準を上回る数値にて計画した 場合においては、管理期間終了時に原水 水質が計画目標値を超過しても、施設の 引渡しに問題ないと判断しても良いでし ょうか	No.147の質問回答を参照ください。
149	要求水準書 (案)		北沢不法投 棄物撤去業 務	80	4.1						北沢不法投棄物撤去業務に関する要件 内には撤去後については業務として記載 がありませんが、不法投棄廃棄物を撤去 して終了という認識で宜しいのでし ょうか？	要求水準書p89 4.5.2(3)サに示すと おり、撤去後の掘削面は、崩壊等が生じ ないよう措置を講ずることとします。
150	要求水準書 (案)		関連業務	81	4.1.3						「…必要な関連業務を行うこと」とあり ますが、どのような業務でしょうか。各管理 者との協議等も含まれるのでしょうか。具 体的な内容をご教示ください。	要求水準書p81 4.1.3関連業務に示す 業務以外に、北沢不法投棄物撤去業務 を遂行するにあたり、住民説明会の補 助等必要となる業務を指します。
151	要求水準書 (案)		基本方針	82	4.2.1						既に(現に)存在する不法投棄物(=産業 廃棄物)は、撤去工事に伴う廃棄物に相 当し、排出事業者責任は、選定事業者(工 事実施者)であると解するのでしょうか。	排出事業者は県となります。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
152	要求水準書 (案)		対象範囲	82	4.2.4						添付資料5の汚染拡散防止対策工計画平面図において、不法投棄物範囲の外側に雨水調整池や浸出水貯留槽、洗車施設等が計画されております。本業務における工事用地範囲はどこまでか、図示戴けないでしょうか。	鉛直遮水工および雨水排水側溝の範囲内を基本とします。ただし、一部範囲外(北側谷地形部分)についても工事用地範囲となります。なお、工事用地は事前調査の結果により決定します。
153	要求水準書 (案)		撤去期間	82	4.2.6						「短期間で撤去が完了する計画」としておりますが、実施方針にある平成36年10月末日よりも撤去完了を早めることは可能ですか。	撤去完了を早めることは可能とします。
154	要求水準書 (案)		現場代理人 及び監理技術者 又は主任技術者	83	4.3.1						北沢不法投棄物撤去業務の設計業務主任技術者は、最終処分場の設計業務主任技術者が兼務してもよろしいでしょうか。また、北沢不法投棄物撤去業務の施工(建設業務)に関する現場代理人及び監理技術者又は主任技術者は、最終処分場の現場代理人及び監理技術者又は主任技術者が兼務してもよろしいでしょうか。	前段については、兼務することは可能です。後段については、兼務することは可能です。ただし、現場が離れた場所にあるため、現場の運営や発注者との連絡調整等を考慮すると、配置予定技術者を補佐する担当技術者を配置することが望ましいと考えます。
155	要求水準書 (案)		事前調査	83	4.3.2						「…実施設計に資する現地の地質調査・測量等を実施…」とありますが、調査項目として、不法投棄物の分布や性状、底部の土壌調査や水質調査等も必要ではないでしょうか。	貴見のとおりです。
156	要求水準書 (案)		事前調査	83	4.3.2						事前調査と、基本設計書P25の撤去工事に関するモニタリング計画との関係をご教示ください。 また、要求水準書案にモニタリングに関する記載がありません。工事完了確認に係わる事項と推察しますが、どのように考えればよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
157	要求水準書 (案)		瑕疵担保	83	4.3.2	(2)					(2)設計の瑕疵担保 実施方針P22のリスク分担表及び、要求水準書案P87の(2)実施設計時の技術的要件 カに「県が決定した実施設計に起因する…、費用負担は県負担として取り扱う…」とありますが、本項の設計の瑕疵に該当するのはどのようなものでしょうか。	汚染拡散防止対策等の構造物の設計の瑕疵については事業者の責任とします。
158	要求水準書 (案)		引渡し	85	4.3.5						引渡しの対象となる、汚染拡散防止対策工事の施設(鉛直遮水工や雨水調整池等)は、原形復旧の観点から撤去になると推察します。また、処分場内の中間処理施設も将来的に運営の支障となり、撤去が必要となります。引渡し後に撤去を予定されているという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。
159	要求水準書		実施設計時 技術的要件	87	4.5.1	(2)	ア				アに記載がある、事前調査は選定事業者負担ですか？	県のサービス購入料に含まれます。
160	要求水準書 (案)		汚染拡散防 止対策工事 業務	87	4.5.1	(2)	コ				(2)実施設計時の技術的要件、コ 雨水を投棄物に触れる前に場外に排水するため、不法投棄地の表面を遮水工で覆うとともに、周囲に雨水排水施設を整備すること。とありますが、遮水工は仮設で不法投棄物の撤去・運搬が完了した部分から不要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
161	要求水準書 (案)		汚染拡散防 止対策工事 業務	87	4.5.1	(2)	シ				(2)実施設計時の技術的要件、シ 浸出水をろ過する機能とありますが、添付資料5で浸出水はタンクローリーで運搬して処分場の処理施設で処理するとあることから、処分場の浸出水処理施設の投入条件に合致する水質にして運搬するという考えでよろしいでしょうか。その場合、水質に応じて必要な処理機能は増加する必要があると考えますがそれでよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
162	要求水準書 (案)		汚染拡散防止対策工事業務	88	4.5.1	(3)					(3)設計諸元 不法投棄物撤去完了後、すべての施設は撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
163	要求水準書 (案)		汚染拡散防止対策工事業務	88	4.5.1	(3)					(3)設計諸元 雨水排水工は、W=700,H=700とありますが、添付資料5のp8の図4-1-1では、W=600,H=600となっています、どちらが正しいでしょうか。	W=600,H=600が正しいです。
164	要求水準書 (案)		汚染拡散防止対策工事業務	88	4.5.1	(3)					(3)設計諸元 雨水排水工の基本設計の長さ(L)はありますでしょうか。	約700mとしています。
165	要求水準書 (案)		汚染拡散防止対策工事業務	88	4.5.1	(3)					(3)設計諸元 汚染拡散防止対策の基本設計の鋼矢板枚数はありますでしょうか。	約1,600枚としています。
166	要求水準書 (案)		実施設計時の技術的要件	88	4.5.2	(2)	ウ				北沢不法投棄物撤去・運搬業務において「工事範囲拡張に係る費用負担は、県負担として取り扱うものとする」との記載がありますが、4.5.3不法投棄物埋立処理業務の欄には記載がありません。処理費用は事業者負担となるのでしょうか？	本処分場に埋め立てる不法投棄物撤去量が、推定量の51,000m ³ を超える場合は、事業者と協議の上、超えた分の処理手数料相当額を県が負担します。
167	要求水準書 (案)		不法投棄物撤去・運搬業務	88	4.5.2	(3)	ア				(3)施工時の技術的要件、ア 一時仮置き場はどのような設備を想定されているのでしょうか。降雨対策等は必要でしょうか。	コンクリート製を計画していますが、詳細は事業者の提案に委ねます。浸出水が外部に流れ出ない構造としてください。
168	要求水準書 (案)		不法投棄物撤去・運搬業務	88	4.5.2	(3)	イ				(3)施工時の技術的要件、イ 洗車施設の給水源は上水道との理解でよろしいでしょうか。	上水道は整備されていないため、貯水タンク等を計画してください。また、洗車方法については、事業者の提案に委ねます。
169	要求水準書 (案)		不法投棄物撤去・運搬業務	88	4.5.2	(3)	ウ				(3)施工時の技術的要件、ウ 搬出道路の整備とは、具体的にどのような内容を想定しているのでしょうか。管理者との協議は必要でしょうか。	前段については、工食用道路を指します。後段については、県が道路管理者及び土地所有者と協議します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(数)		
170	要求水準書 (案)		不法投棄物 撤去・運 搬、埋立処 理業務	88	4.5.2～ 3						不法投棄物処理業務における事務手続きについてどのような形態となるのでしょうか。例えば契約形態、マニフェストの取扱方法、埋立不適物の事務処理についての取扱いはどうなるのでしょうか？	排出事業者は県であるため、県が必要な事務処理を行います。
171	要求水準書 (案)		不法投棄物 撤去・運搬 業務	89	4.5.2	(3)	サ				(3)施工時の技術的要件、サ「撤去後の掘削面は、崩壊等が生じないよう措置を講ずる」とありますが、原形復旧について地権者、または河川管理者との協議はどのようになっているのでしょうか。	地権者とは現在協議中です。管理者である那珂川町とは、設計時に協議する予定です。
172	要求水準書 (案)		不法投棄物 撤去・運搬 業務	89	4.5.2	(4)					(4)工事完了確認 工事完了確認の内容・基準についてご教示ください。	入札説明書等で示します。
173	要求水準書 (案)		不法投棄物 撤去・運搬 業務	89	4.5.2	(4)					(4)工事完了確認 表面排水設備、地山の保護対策、自然回復措置など、撤去完了後の敷地に対する対策工事は全て県の追加工事と考えてよろしいでしょうか。	不法投棄物の撤去工事の追加工事については県負担とします。ただし、不法投棄物の撤去後の掘削面は崩壊等が生じないよう措置を講じてください。
174	要求水準書 (案)		不法投棄物 埋立処理業 務	89	4.5.3						新たな不法投棄物が見つかり埋立容量51,000m ³ を超える場合、本施設の受入優先をご教示願います。(北沢不法投棄撤去物と県内排出される産業廃棄物の優先順位の確認です)	優先順位はありませんが、不法投棄物は必ず処分してください。
175	要求水準書 (案)		不法投棄物 埋立処理業 務	90	4.5.3	(4)	エ				(4)施工時の技術的要件、エ「投棄物を広げて仮置きし、脱水を行う」とありますが、これは産業廃棄物の「天日乾燥施設」に該当し、処理能力100m ³ /日を超える施設は、設置許可が必要と解するのでしょうか。	不法投棄現場から搬出する際に、撤去物の水切りが行われてから、処分場に搬入されることを想定しているものであり、設置許可が必要な天日乾燥施設には該当しないと考えています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答		
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			⑧	
176	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計書 最終処分場	安全性の確保	26	1.4-3	(1)	ウ					ウ良質な盛土材の確保 「貯留構造物盛土材は、掘削土(細粒凝灰岩、凝灰質砂岩)を利用する。」とありますが、これは、貯留堰堤の盛土材のみに使用するのでしょうか。それとも、ほかに使用する箇所があれば教えていただけないでしょうか	造成工事における盛土材利用のほか、覆土利用等を想定しています。
177	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計書 最終処分場	被覆施設の 基本設計	32	1.4-4	(3)						「構造解析 建築基準法及び同法施行令に基づき解析し耐震性を確認 許容応力度法による解析」とありますが、許容応力度法を用いて部材の耐震性をどのように確認するのでしょうか	部材については許容応力度法により設計し、耐震性の確認については建築基準法及び同法施行令に基づき解析して下さい。
178	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計書 最終処分場	防災調整池 計画	68	1.4-12	(1)	イ					イ必要調整容量 基本設計 防災調整池 必要調整容量に記載されている設計調整容量 約6500m ³ と添付資料6 「馬頭最終処分場基本設計 防災調整池関係説明資料(参考)」に記載されている設計調整容量 8200m ³ と違います。どちらが正しいのでしょうか。	8,200m ³ が正しいです。
179	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計書 不法投棄物撤去	汚染拡散防 止対策工事	8	2.4-1							図4-1-1 汚染拡散防止対策工事平面図 一時仮置き場は鉛直遮水の内側にあると思いますが、処分場への運搬車は鉛直遮水の外側で積み込みされるのか、鉛直遮水工を乗り越える走路を付け、中で積み込みされるのかどのような考えでしょうか。	鉛直遮水壁の内側で積み込みして下さい。
180	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計書 不法投棄物撤去	汚染拡散防 止対策工事	8	2.4-1							図4-1-1 汚染拡散防止対策工事平面図 一時仮置き場の下は不法投棄物がないのでしょうか。ある場合は、その下も掘削する必要があるため、工事進捗に伴って本一次仮置き場もレベルが下がっていくため、処分場への運搬車積み込みはどのような考えでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(数)
181	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計 書 不法投棄 物撤去	浸出水貯留 槽設置工	13	2.4-2	(4)					ア浸出水量・イ浸出水貯留槽 浸出水貯留槽を、月最大降水量を30日で 割った値の1.5倍で設計していますが、日 最大降水量も参考とした検証も必要では ないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
182	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計 書 不法投棄 物撤去	積込・馬頭 最終処分場 (前処理施 設)への運 搬	15	2.5-2	(4)					「不法投棄地を出る際には、洗車施設で 洗浄を行い車両へ付着した不法投棄物 等を落とす。」とありますが、洗車施設で 使用した水は、浸出水と同様に浸出水貯 留槽に貯留すると考えてよろしいですか	貴見のとおりです。 なお、洗車方法は事業者の提案に委ね ます。
183	要求水準書 (案)	添付資料 3 基本設計 書 不法投棄 物撤去	放射能濃度								北沢不法投棄地および馬頭最終処分場 設置位置において、放射能濃度の測定結 果を提示していただけないでしょうか。	馬頭最終処分場事業区域については、 4箇所測定しており、地上1.0m地点で 0.06~0.08 μ Sv/h(H26.8測定)です。 北沢不法投棄地については測定してい ませんが、那珂川町馬頭図書館で測定 を行っており、原子力規制庁のホーム ページで公表されています。
184	要求水準書 (案)	添付資料 5 図面一式	雨水集排水 施設平面図 (1)~(2)								貯留施設内の雨水排水は、可変側溝で 集水し、暗渠により排水する。貯留設備 の北側、東側盛土部の雨水を法尻から集 水し、暗渠管にて排水しているため、東側 堰堤部のマンホール及び暗渠管設置高は深 いもの(約H=15m~17m)になっている。雨 水集排水施設と地下水集排水施設が干 渉しないでしょうか。	雨水集排水施設と地下水集排水施設 は、干渉しないものと考えます。
185	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計 書	基本設計書								基本設計書の取り扱いをご教示願いま す。要求水準書が最優先されると思いま すが、参考資料となるのでしょうか	貴見のとおりです。
186	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計 書	事業区域図	4	2.2						被覆施設北側に緑線に囲まれた区域が ありますが、区域外と解釈して良いですか	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(数)		
187	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	事業区域図	4	2.2						被覆施設北側に緑線に囲まれた区域がありますが、区域外でしょうか。 区域外ならば立入禁止になるのでしょうか。工事期間中に利用する事は可能でしょうか	区域外のため利用は不可となります。
188	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	計画平面図	22	4.1						被覆施設(埋立地)東側に道路を設けるようになっていますが用途をご教示願います	管理用道路です。
189	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	地下水集排水施設	56	4.8						図4-8-1 地下水集排水施設計画平面図に地下水集水ピットがありますが、基本設計においてアクセスルートは計画されておりますでしょうか	徒歩でのルートを計画しています。
190	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	図6-1 リスク管理概念図	88	6.1						①廃棄物の事前審査時、事前審査管理として検査証明書のチェックがありますが、この検査証明書は何を指すのでしょうか	受入廃棄物の性状を示す計量証明書等を想定しています。
191	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	コ 植物	97	8.1	(2)					改変区域外への移植とありますが、移植先は計画されているのでしょうか	改変区域外への移植は、本工事着工前に予め県が行うことを計画しています。本工事着工後に新たに確認された場合には県と協議の上、対応してください。
192	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	表8-1環境保全対策調査項目(案)	99	8.1	(4)					表8-1動物(生態系含む)の一番下に「新たに創出する水域については～」とありますがどの程度の規模で計画されておりますでしょうか	詳細設計はこれからですが、約300㎡程度を想定しています。 工事は県が実施します。
193	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	(イ)貴重種の保全	101	8.2	(1)					「森林管理により生育環境を改善・拡大させることも有効である」とありますが森林管理は本事業範囲外と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
194	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書	跡地利用	102	9.2						跡地利用の方法・時期等の計画は本事業範囲外と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答		
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			数	
195	要求水準書 (案)	添付資料3 基本設計書 第2編	撤去工事に 関するモニ タリング項 目	25	9	(2)						モニタリングを行う環境要素の記載はありますが、具体的な項目をご教示願います	入札説明書等で示します。
196	要求水準書 (案)	添付資料4 環境影響 評価書	環境影響評 価									本事業では事業者が環境影響評価を行う必要は無いと理解して良いでしょうか	貴見のとおりです。
197	要求水準書 (案)	添付資料5 図面一式	貯留堰堤一 般図									断面図左側に地下水集水ピットが配置されると推測されますが、直壁補強盛土工の外側に配置される計画でしょうか	貴見のとおりです。 設計計画については、事業者の提案に委ねます。
198	要求水準書 (案)	添付資料5 図面一式	管理棟平面 図									管理棟に作業員休憩室、更衣室、脱衣シャワー等がありますので浸出水処理施設には不要と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。 設計計画については、事業者の提案に委ねます。
199	要求水準書 (案)	添付資料5 図面一式	町道横断図									現在工事中であり、参考として添付されており、本事業範囲外と考えて良いでしょうか	貴見のとおりです。
200	要求水準書 (案)	添付資料8 不法投棄物 詳細調査	不法投棄物 詳細報告書									不法投棄物詳細調査報告書の日付は平成12年12月であり、当時は1-4ジオキサンについて規制前であったため測定されておりません。不法投棄内における最新の浸出水の測定データをいただけませんか	入札説明書等で示します。
201	要求水準書 (案)	その他										事業区域内のCADデータ(標高入り)をいただけませんか	入札説明書等で示します。